

防衛施設周辺対策制度の見直しについて（要請）

横田基地が所在する周辺市町では、これまで、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく防衛施設周辺対策事業により、学校、学習等供用施設などの住民の利用に供するための公共施設を整備してまいりました。

同法に基づく騒音防止工事の助成（3条2項）及び民生安定施設の防音助成（8条）については、短期間・短時間で行われる騒音調査結果が採択基準となっているため、騒音があるにもかかわらず、現行の制度では助成が受けられない施設が多く発生しています。これにより、過去に防衛施設周辺対策事業として整備された施設の改修等であっても不採択になる場合があり、その結果、公共施設の水準を維持することが困難になっている現状があります。

そこで、横田基地が首都圏の密集市街地に所在する実状を認識し、米軍の飛行実態や基地の運用形態、及び公共施設の利用時間帯を考慮し、現行の採択基準の見直しを行うよう要請いたします。

また、これらの事情を踏まえ、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の本来の意義に則り、引き続き周辺住民の生活及び福祉の向上に寄与するために必要な措置をとられるよう強く要請いたします。

平成25年2月14日

防衛大臣 小野寺 五典 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	猪 瀬 直 樹
副会長	福 生 市 長	加 藤 育 男
	立 川 市 長	清 水 庄 平
	昭 島 市 長	北 川 穰 一
	武蔵村山市長	藤 野 勝
	羽 村 市 長	並 木 心
	瑞 穂 町 長	石塚 幸右衛門